

令和5年度埼玉県排出削減対策セミナー

埼玉県からのお知らせ

(1) 目標設定型排出量取引制度の実績

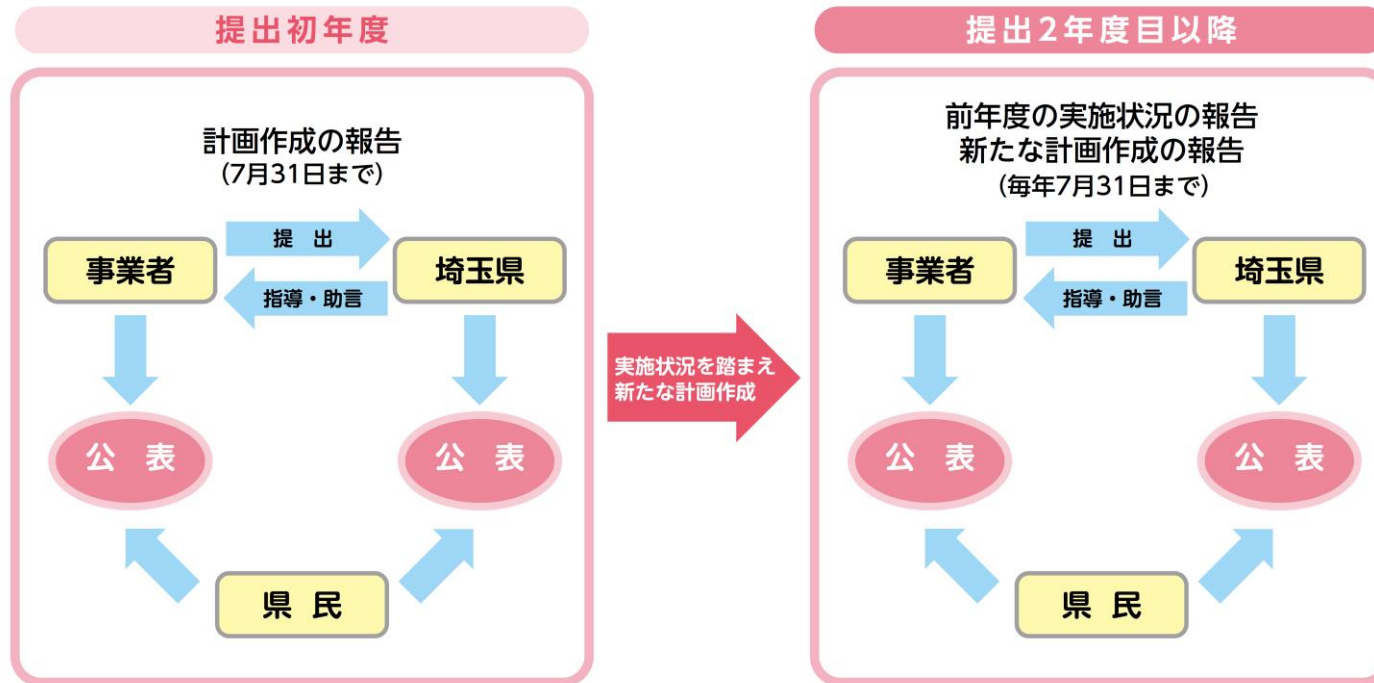
環境部 温暖化対策課



彩の国
埼玉県

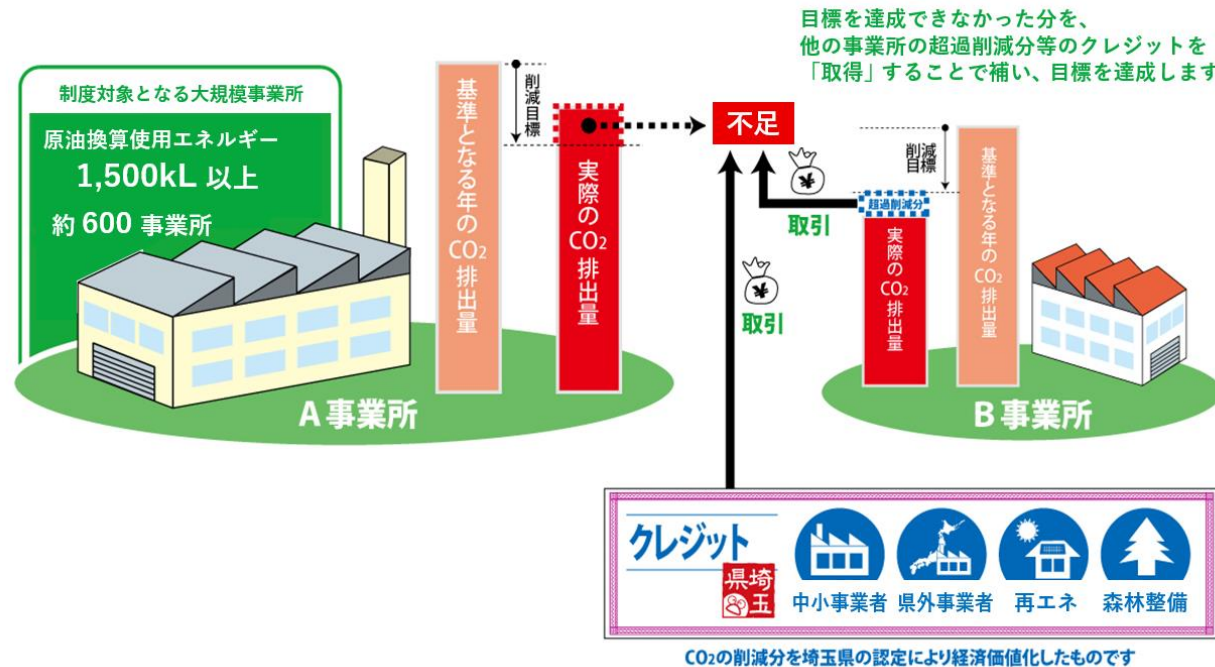
地球温暖化対策計画制度

- 事業者が地球温暖化対策を総合的に実施するための計画及びその実施状況を作成・報告・公表する制度。
- 対象となる事業者は特定事業者（提出が義務）もしくは任意事業者。
特定事業者…県内のすべての事業所におけるエネルギー使用量が1,500kL以上であった事業者、または、10,000㎡以上の大規模小売店舗を設置している事業者



埼玉県目標設定型排出量取引制度

- エネルギー使用量が3か年度連続で1,500kL以上の大規模なビル、工場等が温室効果ガス排出総量削減に努める制度。
- 設定された削減目標を自らの対策により達成できない場合は、他の事業所の削減量や再生可能エネルギーの価値等を取得し、目標達成に充てることができる。



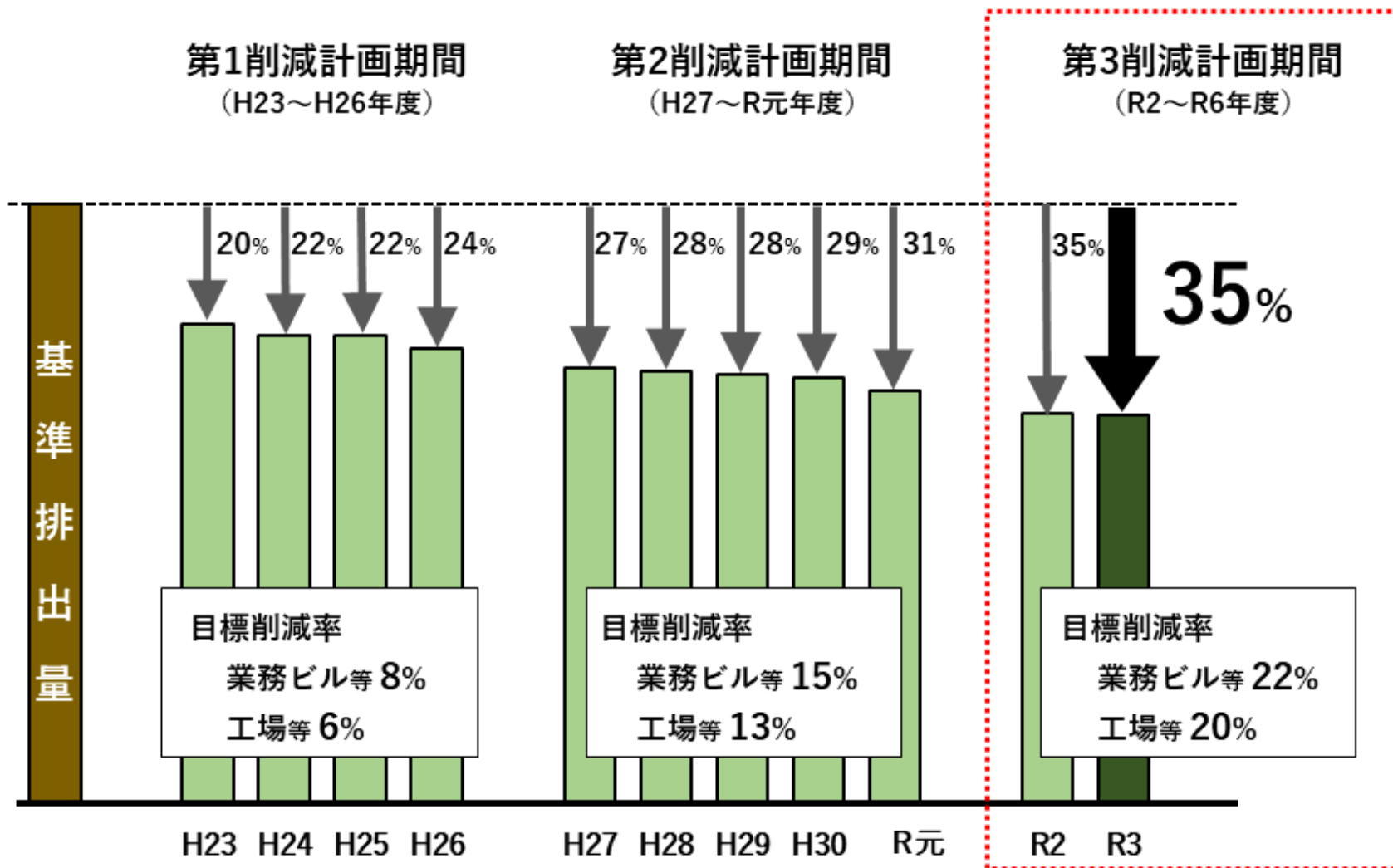
令和3年度の排出状況

- 基準となる排出量（原則として2005年頃の実績を基に算定）に対し**35%削減**を達成。
- 大規模事業所の排出削減が着実に進んでいる。

		業務ビル等	工場等	合計
事業所数		169	412	581
基準排出量		173万トン-CO ₂	888万トン-CO ₂	1,061万トン-CO ₂
目標削減率	一部の事業所においては緩和を適用	22%	20%	—
削減目標量	基準排出量に目標削減率を乗じたもの	34万トン-CO ₂	167万トン-CO ₂	201万トン-CO ₂
目標とする排出上限量	基準排出量から削減目標量を減じたもの	138万トン-CO ₂	722万トン-CO ₂	860万トン-CO ₂
実績排出量		114万トン-CO ₂	572万トン-CO ₂	686万トン-CO ₂
実績削減率	基準排出量に対する実績の削減率	34%	36%	35%

※ 基準排出量及び排出量は、基準排出量変更協議及び第三者検証等により修正される場合があります。
※ 数値を端数処理しているため、表の内訳の計と合計等が一致しない場合があります。

(参考) 各年度の削減率の推移



令和3年度の目標達成状況

- 令和3年度は、581事業所のうち437事業所（全体の75%）が目標を達成。
- 最終的な目標達成は、第3削減計画期間の合算により評価を行います。

	業務ビル等	工場等	合計
事業所数の合計	169	412	581
目標削減率以上に削減した事業所数	134	303	437
目標削減率未達の削減であった事業所数	35	109	144

※ 最終的な目標達成は、第3削減計画期間の合算により評価を行います。

優良大規模事業所（トップレベル事業所）の認定

- 地球温暖化対策の推進の程度が優れた事業所を、「優良大規模事業所」として知事が認定するもの。

(認定には申請が必要です)

種類	目標削減率
トップレベル事業所 (地球温暖化対策の推進の程度が極めて優れた事業所)	1 / 2
準トップレベル事業所 (地球温暖化対策の推進の程度が特に優れた事業所)	3 / 4

トップレベル 事業所	グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社 北本工場	平成29年度 認定 令和4年度 更新認定
	東京電力ホールディングス株式会社	令和2年度
	レンゴー株式会社 八潮工場	平成27年度 認定 令和2年度 更新認定
	東京都水道局 朝霞浄水場	令和4年度

彩の国埼玉中小企業CO₂削減大賞

- 令和2年度から4年度の間実施した「中小企業CO₂削減対策見える化支援事業」において、省エネルギーの推進に努力を重ね、その成果が大きく、模範となる優れた取組を行なった中小企業大規模事業所を表彰しました。

R4年度	大賞 優秀賞 優秀賞 奨励賞	オリエンタルエンジニアリング株式会社 川越工場 キャノン・コンポーネンツ株式会社 上里本社 株式会社リテラ 秩父第一工場 巴協栄リネン株式会社 入間工場
R3年度	大賞 優秀賞 優秀賞 奨励賞	新輝合成株式会社 埼玉工場 太陽インキ製造株式会社 株式会社ジーエーシー 本社・工場 株式会社フジダン 本庄工場
R2年度	大賞 優秀賞 優秀賞 奨励賞	株式会社木村屋總本店 三芳工場 株式会社陽栄 さくら浦和ビル プリマ食品株式会社 株式会社コスモフーズ 埼玉神川工場

第3削減計画期間の達成について

第3削減計画期間

2020年度～2024年度

- 対象事業所は、設定された削減目標とこれまでの排出状況を確認し、達成状況の見込みを把握するとともに、新たな削減対策の実施を検討してください。

第3削減計画期間から、「低炭素電力」を選択利用した場合に排出削減量として算定できる仕組みが導入されています。

低炭素電力とは、太陽光、水力、風力などにより、化石燃料を利用せずに創出された電力を多く含む電力で県が定めた要件を満たすものです。詳細は下記を御覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/teitanso.html>

第3削減計画期間の第三者検証

- ・ 目標達成の評価の際には、第三者検証を受けるものとしています。

【第3削減計画期間の検証】

- ・ 2020年度から 2024年度までの年度排出量検証
- ・ 第3削減計画期間から制度対象となった事業所については、基準年度の検証も

- ・ **2025年度（2026年3月末）** までに受検をお願いします。

※大規模事業所を廃止した場合

大規模事業所の廃止により削減期間が短縮された事業所については、廃止後180日以内の受検・目標達成をお願いします。
第三者検証を受ける対象年度も変更されます。（詳細はお問合せください。）

県では、早めの受検、定期的な受検（毎年度の受検）をお奨めしています。

検証の受検時期が遅れると、以下のような問題が生じるおそれがあります。

- ・ 多数の事業所の受検時期集中による、検証完了時期の遅れ
- ・ 算定対象活動や燃料等監視点の把握漏れによる、排出量の修正や達成状況見込みの見誤り
- ・ 事業所範囲の考え方の誤りによる、達成状況見込みの見誤り
- ・ 購買伝票等の根拠書類の逸失による受検作業の煩雑化 など

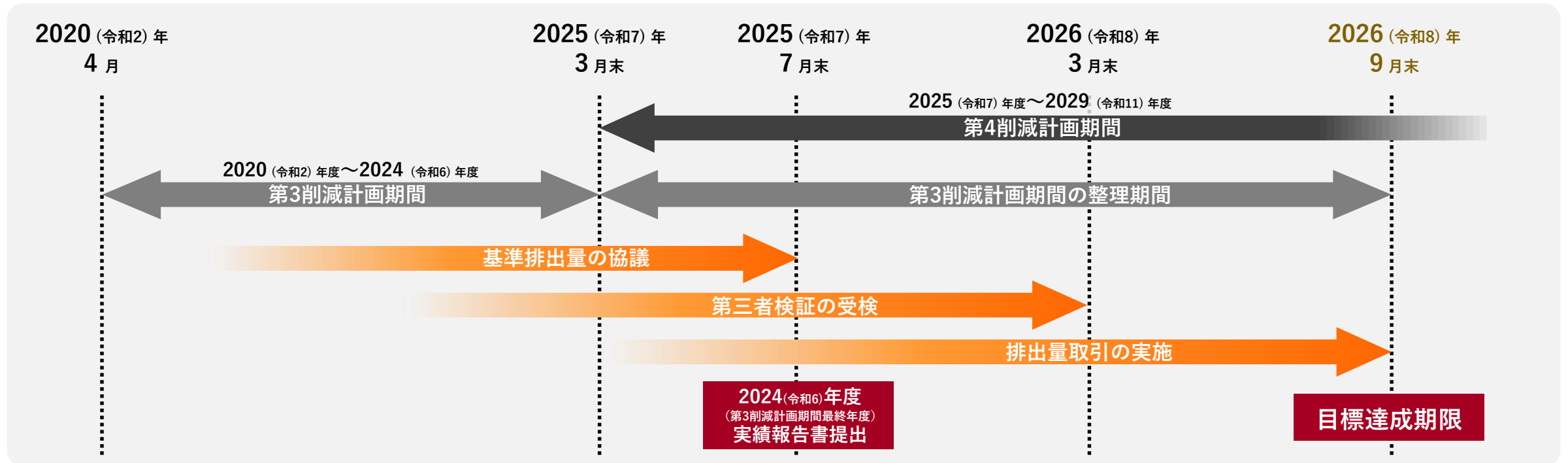
第3削減計画期間から制度対象となった事業所については、特に早めの受検をお奨めします。

第3削減計画期間の目標達成期限

第3削減計画期間の目標達成期限は、

2026年9月30日です。

※ 大規模事業所の廃止により削減期間が短縮された事業所については、廃止後180日以内の目標達成をお願いします。



令和5年度埼玉県排出削減対策セミナー

埼玉県からのお知らせ

(2) 第4削減計画期間について

環境部 温暖化対策課



彩の国
埼玉県

第4削減計画期間について

第4削減計画期間

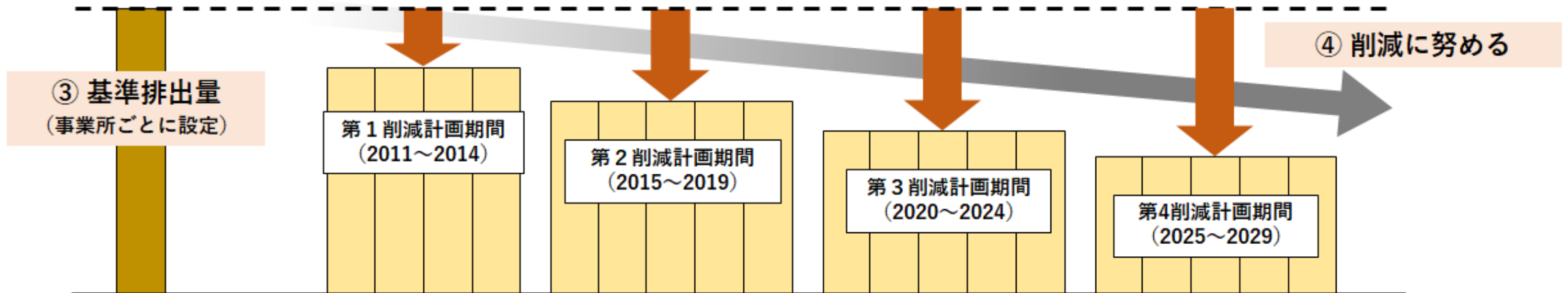
2025年度～2029年度

① 対象事業所（大規模事業所）

- ・ 3か年度連続で1,500kL以上/年のエネルギー使用する事業所（ビル、工場単位）
- ・ 県内 約600事業所
- ・ 排出量 約700万トン-CO₂（県全体の排出の2割弱、県産業業務部門の4～5割を占める）

② 削減の対象（目標設定ガス）

- ・ 燃料・電気・熱の使用により発生するCO₂
（エネルギー起源CO₂）



第4削減計画期間の削減率について

- 県の実行計画において、県内の2030年度の温室効果ガス排出量を**2013年度比46%削減**するという目標を掲げており、その目標に整合するように第4削減計画期間の削減率を検討中。

計画期間
2020年度(令和2年度)～2030年度(令和12年度)

埼玉県
目指すべき将来像
(実現期間:2050年)

カーボンニュートラルが実現し、
気候変動に適応した持続可能な埼玉

温室効果ガス削減目標

2030年度(令和12年度)における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013年度(平成25年度)比 **46%削減** する。

(2013年度)

46%
削減

部門別温室効果ガス排出量の削減見込み (単位: 万 t-CO₂) (2030年度)

部門・分野	主な排出源	2013年度 (基準年度) 排出量	2030年度 (目標年度) 排出見込量	
二酸化炭素	産業部門	製造業、農林水産業、鉱業、建設業の生産活動	998	521
	業務その他部門	事業所・ビル、商業・サービス業施設における冷暖房、照明などの利用	1,022	454
	家庭部門	家庭における空調、給湯、照明などの利用	1,116	517
	運輸部門	自動車の利用、鉄道の運行	966	661
	廃棄物 ※1	廃棄物の焼却	116	65
	工業プロセス	セメント製造などの工業生産	251	213
	その他温室効果ガス※2 (メタン、一酸化二窒素、代替フロン等)	農業、エアコンや冷蔵庫の冷媒など	228	99
合計		4,697	2,530	

※1) 廃棄物にはメタン及び一酸化二窒素を含みます。
※2) その他温室効果ガスには吸収源対策を含みます。

第4削減計画期間の改正予定について

- 今年の夏～秋ごろに第4削減計画期間の改正事項を公表予定です。
- 令和6年度中には事業者向けの説明会を開催します。

<参考> 東京都の改正事項について

埼玉県と連携してキャップ&トレード制度を実施している東京都では、第4計画期間に適用する改正事項を既に公表しています。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kankyo/yonkikaisei_shiryo-1

令和5年度埼玉県排出削減対策セミナー

埼玉県からのお知らせ

(3) 令和6年度県の支援メニュー

環境部 温暖化対策課



彩の国
埼玉県

令和5年度 CO₂排出削減設備導入補助金【緊急対策枠】 (令和6年1月募集開始分)

※本補助金は現在申請を受付中です 詳細は以下のページをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/hojokin/r5co2hojo-kinkyutaisaku2.html>

埼玉県 令和6年1月
緊急対策枠 設備導入

検索

事業内容

エネルギー使用量やCO₂排出量削減を進める中小企業等の
省エネ・再エネ活用設備の導入に対する補助

補助対象

例) ボイラー、空調等の高効率化、蓄電池と組み合わせた太陽光発電設備の導入

補助率

補助対象経費の**1/2** (補助上限額**500**万円)、国庫補助併用不可

対象事業所

民間事業者 (埼玉県内で事業活動をする法人・個人事業主)
会社にあっては中小企業者に限る。

(注意) 以下の補助金を受給した場合、又は受給予定の場合は、補助金を受けることができません。

令和4年度募集の埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金 (緊急対策枠)

令和5年度7月募集の埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金 (緊急対策枠)

令和5年度募集の埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金 (CO₂排出削減設備導入事業)

令和6年度事業者支援メニュー

事業名	内容
スマート設備導入補助	高効率設備への更新又は再エネ+蓄電池の導入に対する補助 (補助率1/3、上限 500万円)
	高効率設備更新又は再エネ+蓄電池とEMSの同時導入に対する補助 (補助率 1/2、上限 1,000万円)
埼玉県省エネ診断事業	専門業者や省エネナビゲーターによる省エネ診断等により、 中小企業の脱炭素経営を促進 (診断費用は無料)
省エネ・再エネ活用設備導入促進事業補助金	非常時に地域への電力供給を行う企業等への補助 対象設備 太陽光パネル+蓄電池、その他再エネ設備、コジェネ等 補助額 太陽光パネル：5万円/kW + 蓄電池：補助率1/3など (詳細については、県環境部エネルギー環境課 (048-830-3024) へお問い合わせください。)

【注意】 詳しい事業内容については、今後公表を行うR6年度の要綱、募集要領等を御確認ください。

スマート設備導入補助金①

事業内容

省エネ法トップランナー基準等に適合する**高効率設備への更新**又は**再エネ+蓄電池の導入**に対する補助

補助対象

例) ボイラー、空調等の高効率化、蓄電池と組み合わせた太陽光発電設備の導入

補助率

補助対象経費の**1/3**（補助上限額**500**万円）、国庫補助併用不可

対象事業所

民間事業者（埼玉県内で事業活動をする法人・個人事業主）
会社にあっては**中小企業者に限る**。

スマート設備導入補助金②

事業内容

高効率設備への更新又は再エネ+蓄電池の導入と
EMS※の同時導入に対する補助

※ エネルギーマネジメントシステム：

エネルギーの計測、見える化、データ保存により、CO₂排出量の削減に資するもの

補助対象

例) ボイラー、空調等の高効率化、蓄電池と組み合わせた太陽光発電設備の導入と
EMSを同時に導入

補助率

補助対象経費の**1/2**（補助上限額**1,000**万円）、国庫補助併用不可

対象事業所

民間事業者（埼玉県内で事業活動をする法人・個人事業主）
会社にあっては**中小企業者に限る**。

埼玉県省エネ診断事業

事業内容

県が委託する省エネ診断の**専門家が事業所を訪問**、省エネ余地を診断。
費用を掛けずに実施できる**運用改善**や
大きな改善が見込める**設備更新**などについて、
コストやCO₂削減効果等を試算して**省エネ対策を提案**する。

対象事業所

民間事業者（埼玉県内で事業活動をする法人・個人事業主）
会社にあっては**中小企業者に限る**。

診断費用

すべての診断メニューが **無料**

埼玉県省エネ診断事業（診断メニュー）

メニュー	専門診断	ナビ診断
受診希望事業所の年間エネルギー使用量（目安）	原油換算値で300kL以上※ ※受診希望事業所の年間エネルギー使用量（原油換算値）は埼玉県HPで確認が可能。 (https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/tyusyo-sindan.html)	原油換算値で15kL～300kL※
診断日数	1～2週間程度	1日
診断員	省エネ診断事業者	省エネナビゲーター (エネルギー管理士等)
エネルギー計測	あり	なし
診断方法	<ul style="list-style-type: none">・担当者へのヒアリング・事業所内の目視調査、資料の確認・設備の電気使用量等を一定期間計測	<ul style="list-style-type: none">・担当者へのヒアリング・事業所内の目視調査、資料の確認

埼玉県省エネ診断事業（今年度のスケジュール）

メニュー	専門診断	ナビ診断
受診申込期間	令和5年4月～令和5年12月（申込終了）	
実施時期	申込書の提出から 1か月～2か月を目途に診断を開始 （事業所の都合に合わせて調整可能）	
診断結果の報告	申込から概ね3～6か月程度	申込から概ね3か月程度

令和6年度の事業実施予定に関して

これまでにご紹介した内容に関しては予定であり、
詳細については4月以降、埼玉県ホームページを
ご参照いただくか、以下問合せ先までお問い合わせください。

埼玉県 環境部 温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

TEL 048-830-3044 e-mail a3030-03@pref.saitama.lg.jp

埼玉カーボンニュートラルポータルサイトのWebページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/tyusho-shien.html>

埼玉県 カーボンニュートラル

検索